

## 児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成20年度において、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、家族、警察等、近隣知人及び福祉事務所からが多くなっている。

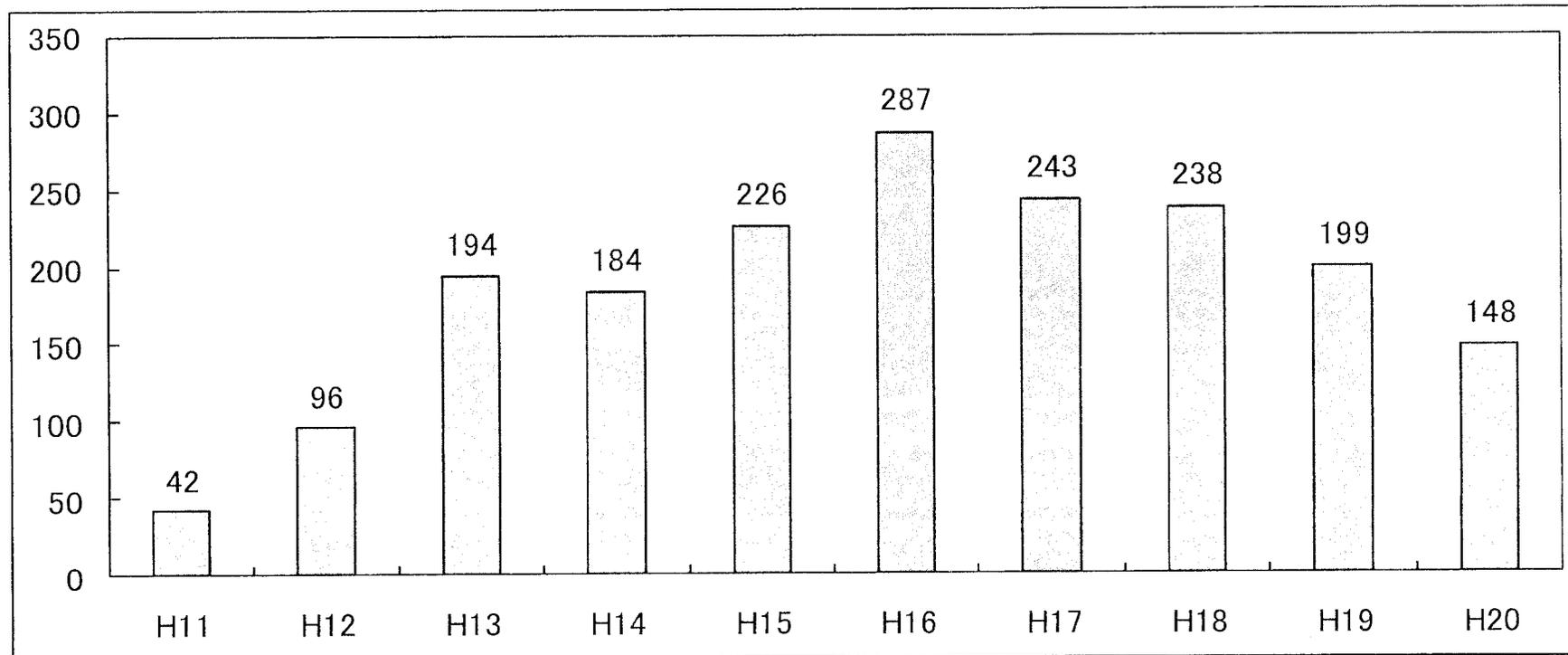
	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
15年度	4,390 (17%)	823 (3%)	3,435 (13%)	351 (1%)	3,725 (14%)	639 (2%)	879 (3%)	1,235 (5%)	1,488 (6%)	1,478 (6%)	3,918 (15%)	4,208 (16%)	26,569 (100%)
16年度	5,306 (16%)	785 (2%)	4,837 (14%)	410 (1%)	4,433 (13%)	639 (2%)	871 (3%)	1,408 (4%)	1,611 (5%)	2,034 (6%)	5,078 (15%)	5,996 (18%)	33,408 (100%)
17年度	5,368 (16%)	958 (3%)	4,807 (14%)	455 (1%)	4,591 (13%)	538 (2%)	530 (2%)	1,428 (4%)	1,521 (4%)	2,250 (7%)	5,073 (15%)	6,953 (20%)	34,472 (100%)
18年度	5,700 (15%)	1,042 (3%)	5,475 (15%)	452 (1%)	5,672 (15%)	472 (1%)	374 (1%)	1,522 (4%)	1,472 (4%)	2,726 (7%)	5,688 (15%)	6,728 (18%)	37,323 (100%)
19年度	5,875 (14%)	1,558 (4%)	5,756 (14%)	501 (1%)	6,311 (16%)	346 (1%)	363 (1%)	1,683 (4%)	1,438 (4%)	4,048 (10%)	5,241 (13%)	7,519 (19%)	40,639 (100%)
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)

※ 20年度における「その他」の主なものは、「福祉事務所、児童委員以外の市町村」が2,823件、「(他の)児童相談所」が1,778件である。

# 家庭への立入調査

- 児童虐待防止法第9条に基づく立入調査は、児童虐待が行われているおそれがあるとき、児童福祉司等が児童の住居等に立ち入り、必要な調査や質問を行うことができるものである。
- 平成20年度に立入調査した件数は148件であった。

11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
42	96	194	184	226	287	243	238	199	148

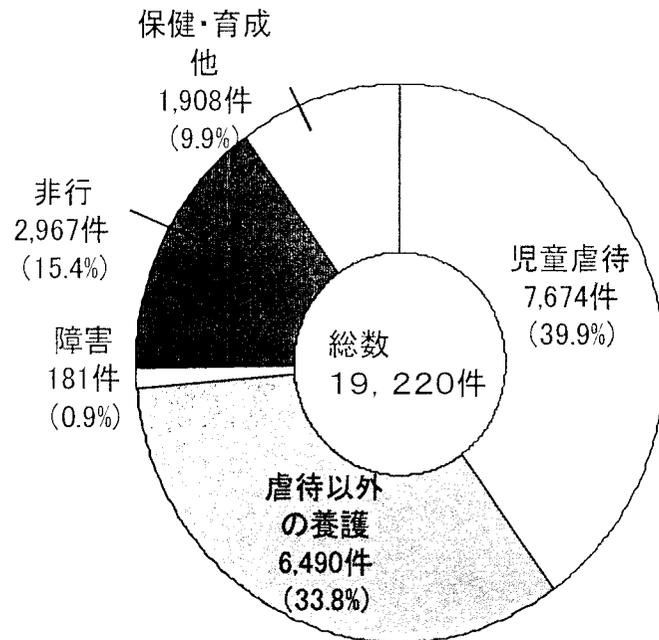


# 児童相談所における所内一時保護の状況

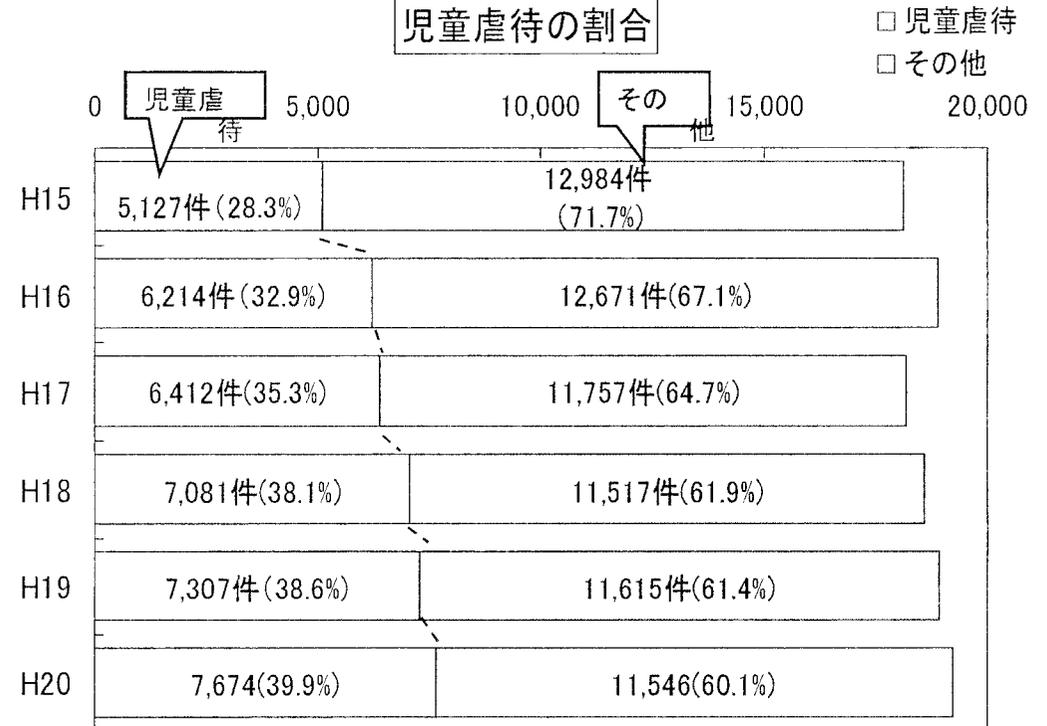
○ 平成20年度の一時保護件数は、19,220件であり、保護理由については、「児童虐待」が39.9%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が33.8%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総数
平成15年度	5,127(28.3%)	7,466(41.2%)	1,046(5.8%)	2,486(13.7%)	1,986(10.9%)	18,111(100.0%)
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)

平成20年度 保護理由別件数



児童虐待の割合



# 虐待相談の対応状況

○ 虐待相談を受け付けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が35,290件(81.5%)と最も多く、施設入所等については約1割の3,880件となっている。  
施設入所等の内訳は、児童養護施設が2,563件(66.1%)と最も多くなっている。

## 虐待相談への対応

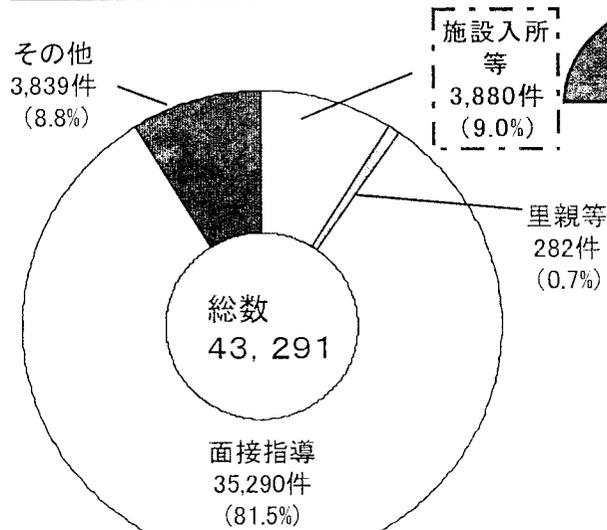
	施設入所等	里親等委託	面接指導	その他	総数
17年度	3,621 (10.4%)	243 (0.7%)	28,070 (81.3%)	2,597 (7.5%)	34,531 (100.0%)
18年度	3,874 (10.3%)	251 (0.6%)	30,566 (81.2%)	2,965 (7.9%)	37,656 (100.0%)
19年度	3,913 (9.5%)	345 (0.8%)	33,628 (81.4%)	3,424 (8.3%)	41,310 (100.0%)
20年度	3,880 (9.0%)	282 (0.7%)	35,290 (81.5%)	3,839 (8.8%)	43,291 (100.0%)

※ 1事例に対して複数の対応をした場合は複数計上とした。  
※ 20年度における「その他」の主なものは、「児童福祉司指導」1,843件である。

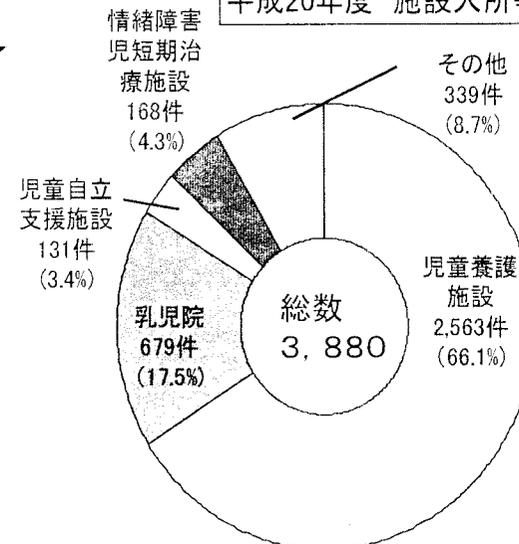
## 施設入所等の内訳

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	その他	総数
17年度	2,487 (68.7%)	619 (17.1%)	130 (3.6%)	148 (4.1%)	237 (6.5%)	3,621 (100.0%)
18年度	2,603 (67.2%)	637 (16.4%)	138 (3.6%)	193 (5.0%)	303 (7.8%)	3,874 (100.0%)
19年度	2,659 (68.0%)	663 (16.9%)	125 (3.2%)	154 (3.9%)	312 (8.0%)	3,913 (100.0%)
20年度	2,563 (66.1%)	679 (17.5%)	131 (3.4%)	168 (4.3%)	339 (8.7%)	3,880 (100.0%)

## 平成20年度 虐待相談への対応



## 平成20年度 施設入所等の内訳

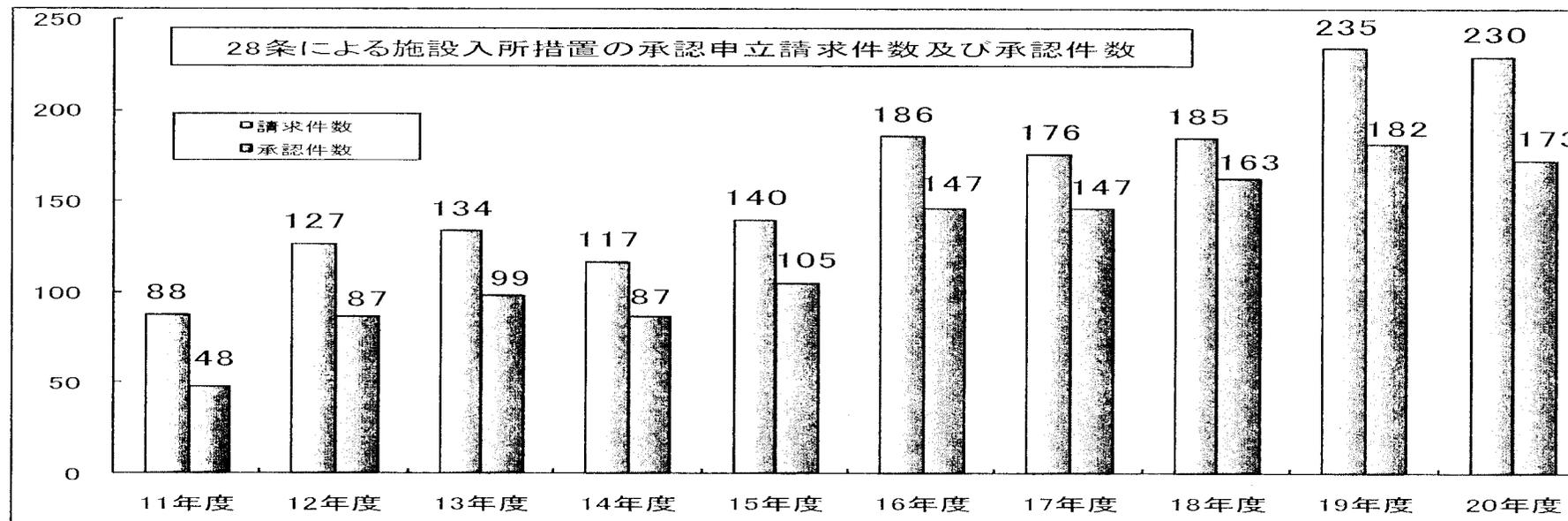


(注)「施設入所等」(3,880件)とは、「入所」(3,865件)及び「通所」(15件)をさす。

## 児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び 第33条の7(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失請求)の件数

○ 平成20年度における28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は230件、承認件数は173件である。

	事項	28条による施設入所措置の承認申立	33条の7による親権喪失宣告の請求
平成17年度	請求件数	176	2
	承認件数	147 (84%)	2
平成18年度	請求件数	185	3
	承認件数	163 (88%)	2
平成19年度	請求件数	235	4
	承認件数	182 (77%)	1
平成20年度	請求件数	230	3
	承認件数	173 (75%)	2



## 社会的養護の現状について

<b>里親制度</b>	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	<b>登録里親数</b>	<b>委託里親数</b>	<b>委託児童数</b>
		7,934人	2,582人	3,633人

資料：福祉行政報告例 [平成19年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
<b>対象児童</b>	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
<b>施設数 (公立・私立)</b>	121か所 (14か所・107か所)	564か所 (49か所・515か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	51か所 (0か所・51か所)
<b>児童定員</b>	3,727人	33,917人	1,484人	4,036人	337人
<b>児童現員</b>	3,190人	30,846人	1,151人	1,889人	230人
<b>職員総数</b>	3,831人	14,641人	805人	1,799人	191人

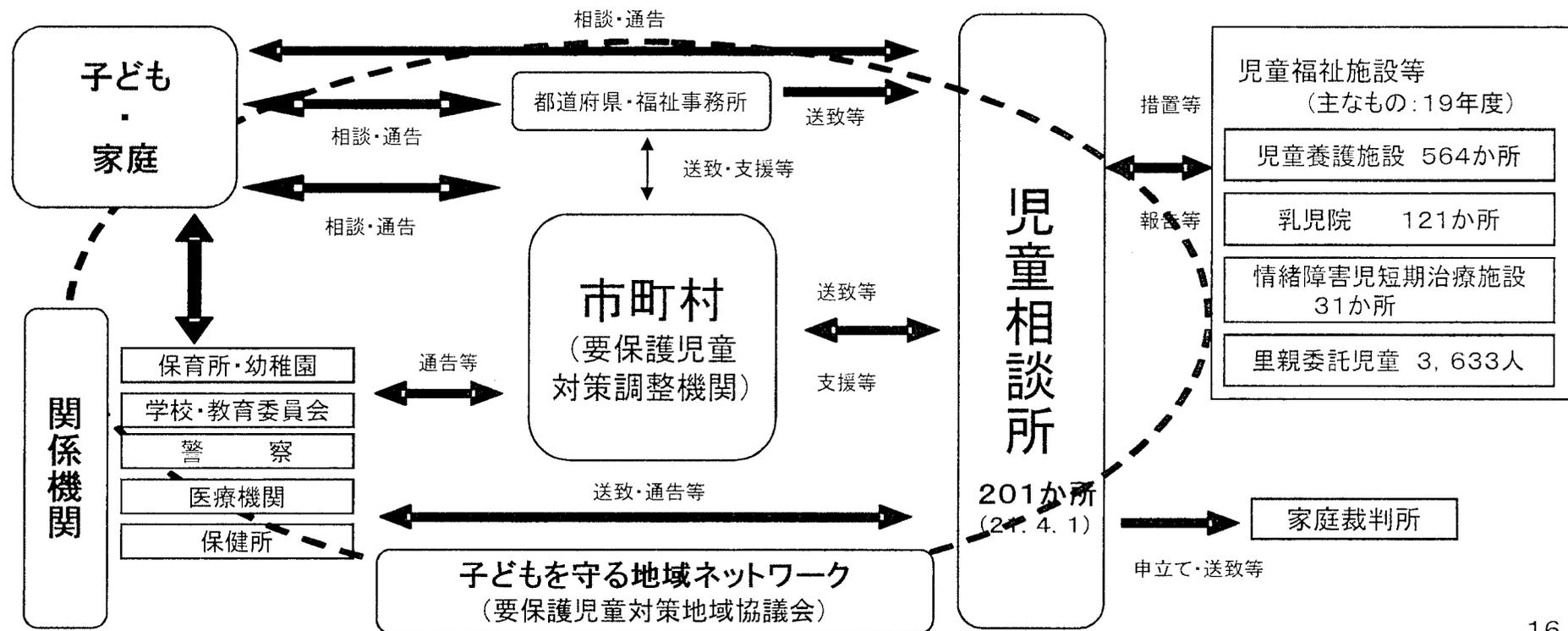
資料：社会福祉施設等調査報告[平成19年10月1日現在]  
自立援助ホームは連絡協議会調[平成20年12月1日現在]  
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

<b>小規模グループケア</b>	446カ所
<b>地域小規模児童養護施設</b>	171カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成20年度]

# 地域における児童虐待防止のシステム

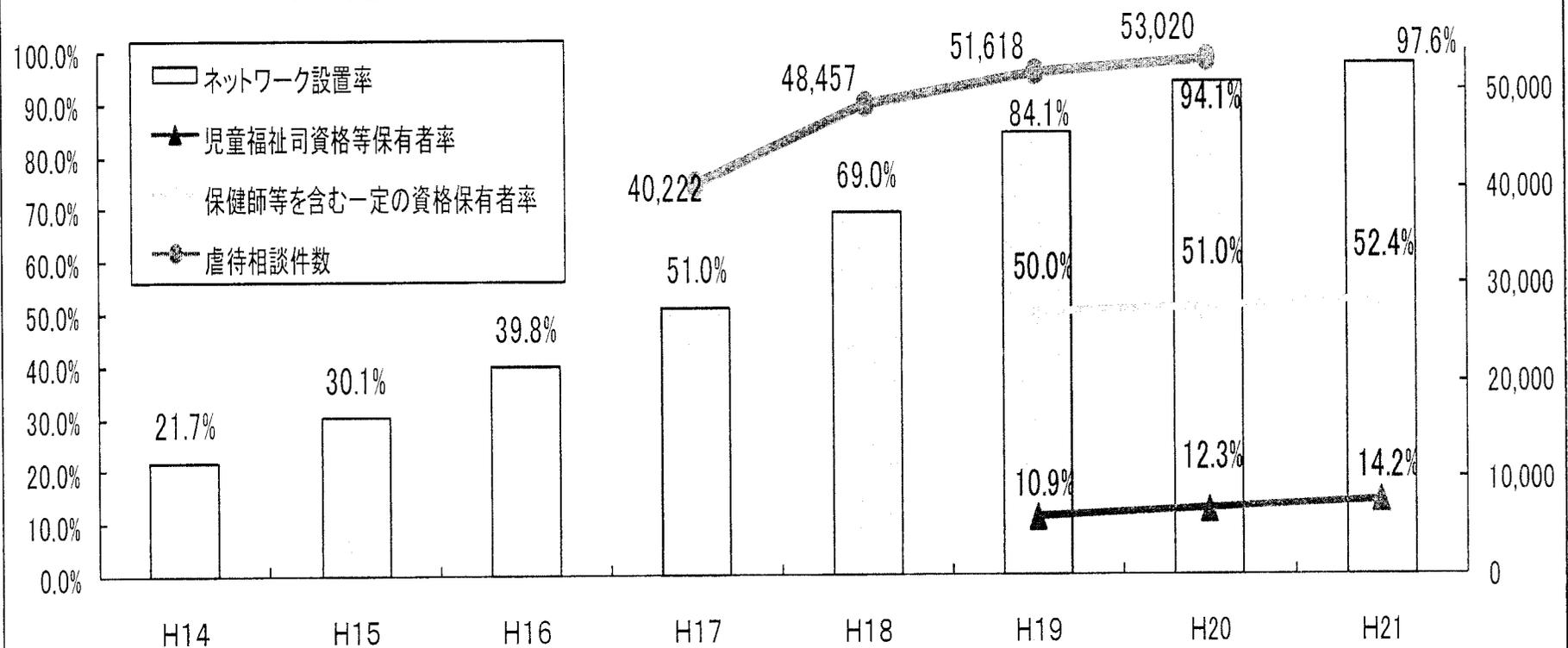
- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む。))。
- 平成21年4月に施行された改正児童福祉法により、協議会の支援対象をこれまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した「養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦」も追加。



# 市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成21年4月1日現在、全市町村の97.6%が設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む。)
- 全国の調整機関の職員のうち児童福祉司と同様の専門職の割合は平成21年4月1日現在14.2%であり、配置の促進が課題。(これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると52.4%)

子どもを守る地域ネットワーク設置率・資格保有率と市町村虐待相談対応件数



※ ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

# 子どもを守る地域ネットワークについて(要保護児童対策地域協議会)

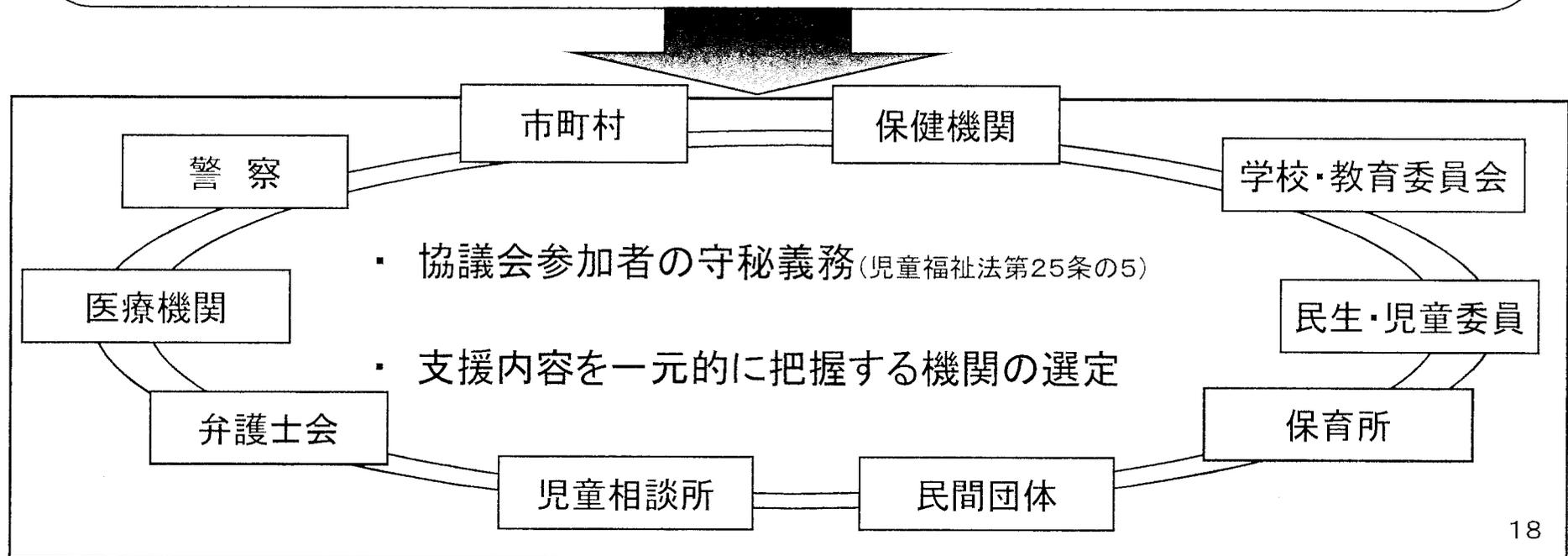
## 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



# 発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

